

12月3日～9日

障害者週間

福祉児童課 内線 224

12月9日は障害者の日です。

「障害者週間」は障害者の方に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、2か月にわたり様々な福祉制度をお知らせします。この機会に、障害者の方の自立と参加に対する住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。今月は「障害者の手当」についてです。

愛知県在宅重度障害者手当

在宅の重度障害者の方に手当を支給します。

- ①身体障害者1～2級でIQ35以下の方 月15,500円
 - ②身体障害者1～2級の方又は、IQ35以下の方 月6,750円
 - ③身体障害者3級でIQ50以下の方 月6,750円
- ※②③は、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。

扶桑町心身障害者扶助料

心身障害者の方に扶助料を支給します。(ただし、施設に入所の方は除きます。)

○身体障害者	1・2級	月4,000円
	3・4級	月3,500円
○知的障害者	IQ35以下	月4,000円
	IQ50以下	月3,500円
○精神障害者	1級	月4,000円
	2級	月3,500円
○戦傷病者		
特別項症から第7項症	月1,500円	
第1款症から第5款症	月1,500円	
第1目症から第4目症	月1,500円	

扶桑町難病患者見舞金

難病の方の福祉の向上を図るため見舞金を年1回12月に支給します。(心身障害者扶助料受給者は除きます。)

扶桑町在宅重度障害者介護手当

18歳以上65歳未満の常時臥床の状態にある在宅重度障害者を常時介護している方に1人につき月額5,000円の介護手当を支給しています。

扶桑町原子爆弾被爆者受診費補助金交付

原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳の交付を受けている方で、広島及び長崎市内の病院に受診する為に必要な費用の一部を補助します。

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者及び長期入院者を除く)に手当が支給されます。

- ①身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を重複して有する方
- ②身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方で、IQ20以下の方もしくは常時介護が必要な方
- ③身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害者3級相当の障害を2つ以上有する方
- ④身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方又はIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で日常生活においてほぼ全面介護が必要な方
- 国制度分 月26,810円

- 県制度分 国制度分に加算して支給
- ・身体障害者1級又は2級の障害を有し、IQ35以下の方 月6,850円
- ・身体障害者1級又は2級の障害を有する方又はIQ35以下の方 月1,050円

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く)に手当が支給されます。

- ①身体障害者1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ②IQ20以下の方
- ③右記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方
- 国制度分 月14,580円
- 県制度分 国制度分に加算して支給
- ・身体障害者1級又は2級の障害を有し、IQ35以下の方 月6,900円
- ・身体障害者1級又は2級の障害を有する方又はIQ35以下の方 月1,150円

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者を育てている方に手当が支給されます。

- ①IQ35以下程度又は身体障害者1～2級程度の方 月51,450円
- ②IQ50以下程度又は身体障害者3級(4級の一部を含む)程度の方 月34,270円

児童扶養手当

母子家庭又は父子家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当が支給されます。

月42,280円～9,980円(児童が2人以上いる場合は、2人目は月9,980円～5,000円、3人以降は1人につき月5,980円～3,000円加算)

愛知県遺児手当

母子家庭又は父子家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。支給期間は最大限5年間です。

支給開始後

1～3年目：月4,350円
4～5年目：月2,175円

扶桑町遺児手当

母子家庭又は父子家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を育てている方に手当が支給されます。

月3,000円
*各種手当については所得制限・併給制限があります。

12月4日～10日は人権週間

住民課 内線242



12月4日(月)から10日(日)までは、「第69回人権週間」です。期間中はいろいろな人権に関する報道や催し物が開催されます。この機会に、女性の人権、子どもの人権、外国人の人権などに対する関心を深め、高齢者を大切にする心や障害のある人の自立と社会参加などについて考えてみましょう。また、人権問題でお困りの方への相談を次のとおり行いますので、お気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所の開設

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなになるか分からない場合、人権相談所にご相談ください。

- ▼日時 12月1日(金) 午後1時30分～4時30分
- ▼場所 総合福祉センター
- ▼相談内容
 - 結婚、離婚、相続などの人生相談
 - 戸籍、国籍問題
 - いじめ、体罰、不登校児問題
 - 外国人の人権問題など
- ▼相談員 人権擁護委員

尾張北部権利擁護支援センターの運営について

福祉児童課 内線222



9月29日(金)に小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の2市2町で尾張北部権利擁護支援センター運営についての協定書を締結しました。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加、知的障害のある人や精神障害のある人の高齢化や親なき後の問題は、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護支援として不可欠であり、このセンターは、判断の能力が不十分な方でも安心して暮らしていける地域づくりに貢献できるよう設立されたものです。実際の運営は、平成30年7月からとなりますので詳細については改めて広報などでお知らせします。

精神障害者のご家族のための家族によるピア相談

福祉児童課 内線223

精神疾患の方を抱えるご家族のための悩み相談です。お気軽にお話しください。

- ▼日時・場所 毎月第4木曜日 午後1時30分～3時30分(面談時間)
- ・扶桑町総合福祉センター 2階相談室

ふそうひまわり商品券の有効期限は今年31日まで

産業環境課 内線272

ふそうひまわり商品券の有効期限は、今年31日(日)です。有効期限を過ぎますと、利用できませんのでご注意ください。

なお、ふそうひまわり商品券の払い戻しは一切できませんので、今月中にすべてお使いください。

問い合わせ

扶桑町商工会 ☎(93) 5111

学校給食用物資納入業者指定申請書の受付について

学校給食共同調理場 ☎(93) 1528

平成30年度学校給食用物資納入業者の指定を希望する方は、学校給食用物資納入業者指定申請書を提出してください。

- ▼受付期間 12月1日(金)～12月25日(月)
- ▼受付時間 午前9時～午後5時
- ▼申請書類 学校給食用購入物資納入業者指定申請書及び添付書類
- ▼受付・問い合わせ 学校給食共同調理場